

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出 提出書類と注意事項

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準の中で、事前に市町村長に届出なければならないことが明記されている事項について、体制届の提出が必要となります。

1 届出の必要な場合

- (1) 指定申請を行うとき
- (2) 新たに加算を取得するとき
- (3) 取得している加算を取り下げるとき
- (4) 取得している加算、減算などに係る体制に変更が生じたとき

2 提出期限

1(1)の場合、指定申請の提出期限と同じ。

1(2)~(4)の場合、以下のとおり。

- ・ 算定月の前月の15日（必着）
- ・ 15日が閉庁日の場合は翌開庁日
- ・ 基準に該当しなくなった場合には速やかに提出してください。
- ・ 介護職員等処遇改善加算については提出日が異なるので注意してください。

3 提出書類

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) 7に記載されている、該当する加算等の添付書類

4 提出方法

- 電子申請届出システムで提出する場合
 - ・ システムログイン画面
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>
 - ・ GビズID（事前に取得が必要です）でログイン後、【申請届出メニュー】5加算に関する届出、からお手続きをお願いいたします。ただし1(1)の場合は、【申請届出メニュー】1新規指定申請からそのまま手続き可能です。
- メールで提出する場合
 - ・ 件名は「【体制届】事業所名」としてください。
 - ・ 返信を希望される場合は、メール本文にその旨を記載してください。
受け付けた旨の返信をします。
- 郵送で提出する場合
 - ・ 返送を希望される場合は、体制届のコピーおよび返信用封筒（切手を貼付したもの）を同封してください。受付印を押印し返送します。

5 提出先

- 宛 先：〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 介護保険課 施設グループ

○ アドレス：shisetsu-g@city.ichikawa.lg.jp

6 注意事項

- ・ 届出が必要とされない加算要件についても指導監査の対象となります。すべての要件を満たしていることが分かるよう、必要な記録等を整備してください。
- ・ 審査が通った場合でも、特段の連絡はいたしませんのでご注意ください。
- ・ 加算要件を満たさなくなった場合または減算要件に該当する場合は、すみやかに届出てください。
- ・ 市川市以外の市区町村から指定を受けている場合は、当該市区町村にも必ず届出てください。

7 添付書類一覧

サービス共通

届出項目	添付書類
LIFE への登録	・なし
介護職員等処遇改善加算	・市公式 Web サイト「介護職員等処遇改善加算の届出について」のページを確認してください。
高齢者虐待防止措置実施の有無	・なし
業務継続計画策定の有無	・なし

第1号訪問事業

届出項目	添付書類
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）、 同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））	・なし
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	・別紙10 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書 ※要支援者の方のみを計算対象として下さい。
口腔連携強化加算	・別紙11 口腔連携強化加算に関する届出書 ・連携している歯科医療機関との要件を満たすことが分かる書類（契約書の写し等）

第1号通所事業

届出項目	添付書類
職員の欠員による減算の状況	・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
若年性認知症利用者受入加算	・なし
生活機能向上グループ活動加算	・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
栄養アセスメント・栄養改善体制	・管理栄養士の雇用または連携のわかるもの
口腔機能向上加算	・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・言語聴覚士等の資格証の写し

一体的サービス提供加算	・なし
サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 14-7）
生活機能向上連携加算	・指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かるもの
科学的介護推進体制加算	・なし